

実務従事に関する証明書
(国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用)

1. 更新申請者

フリガナ		キャリアコンサルタント登録番号
氏名		

※1級キャリアコンサルティング技能士による実務指導を受けた時間数と合計で10時間以内に限り技能の維持を図るために講習が免除されます。

2. 実務従事の証明内容

実務従事時間数合計(1枚ずつの合計時間)

時間 分

年月日	年 月 日	時間数	時間 分	
			年月日	年 月 日
1 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
2 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
3 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
4 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
5 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
6 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
7 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
8 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
9 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
10 相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :			
会社確認欄 : 会社名 (組織名)・住所		証明者役職 :		
		証明者氏名 :		

- 【注意事項】※書式は変更せぬ記入してください。1枚10件まで記入可能。それ以上の件数を記入する場合は複数枚で対応すること。
- (1) キャリアコンサルティングによる支援対象者(相談者)は労働者及び求職者(15歳以上)であること。
 - (2) 相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。
 - (3) キャリアコンサルティングが一対一で行われるもの、又はこれに準ずるもの(6名以下のグループワーク等)であること(事実を伝えるだけの情報提供に止まるもの、講習や研修、授業、講演、訓練の運営そのもの等は含まない)。
 - (4) 計上する時間は、相談を行った時間のみを計上し、記録作成等の時間は計上しないこと。
 - (5) 同一日程または同一人物のキャリアコンサルティングを集約するなど合算して記入することなく、1件ずつ各行に記入すること。
 - (6) 相談者の属性欄には、個人を特定できるような情報は記載しないこと。
 - (7) 会社確認欄には、実務を証明する証明者(上長や第三者)の会社名、住所、役職名、氏名を記入すること。(署名捺印は不要)
 - (8) 複数の会社(機関等)においてキャリアコンサルティングを行った場合は、会社(機関等)ごとに作成すること。
 - (9) 証明者に対して、上記内容についての問い合わせを行う場合があることに留意すること。